

病児保育事業賃借料等補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日 こども家庭局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市病児保育事業実施要綱に基づき実施する病児保育事業（以下、「病児保育事業」という。）を実施する者が、病児保育事業を実施するための施設に係る必要な経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、病児保育事業を実施する者をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助事業の対象となる経費は、病児保育事業を実施するための施設に必要な経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賃借料
- (2) 減価償却費

(補助金等の額)

第 4 条 補助金等の額は、予算の範囲内において、補助対象者に次に掲げる額を月額として補助金を交付できるものとする。

- (1) 賃借料加算 10 万円上限（賃貸物件）
- (2) 減価償却費加算 2.5 万円（自己所有物件）

(交付申請)

第 5 条 補助対象者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、当該補助事業の完了後速やかに、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、当該期日までに前項の申請書が提出できないものと市長が認めた場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金等交付

決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第4号）を前条の交付決定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。